令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件 控訴人 控訴人1 外5名 被控訴人 国

## 意見陳述

2022年(令和4年)12月13日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人番号6番 中 谷 衣 里

私は控訴人番号6番の中谷衣里です。今日は、先月30日に東京地裁で言い渡 された判決内容について、札幌控訴人の一人として感じたことをお話します。

控訴人として判決文を読んで勇気をもらい、励まされた点と、司法としてもっと踏み込んでほしかったと考える点がありました。まずは、勇気をもらった点についてお話します。

憲法24条2項を踏まえて、判決要旨の中では、

「特定のパートナーと家族になるという希望を有していても、同性愛者というだけでこれが生涯を通じて不可能になることは、その人格的生存に対する重大な 脅威、障害であるということができる。」

と書かれていました。

つまり、誰かと家族になりたいと思っていても、同性愛者というだけで一生涯 家族になることが認められないことは、人が人として生きることを脅かしたり、 妨げになったりすると明言したということです。

これまで東京地裁の原告の皆さんが、原告本人の言葉は夾雑物、つまり余計な ものだと不当な扱いを受けながらも繰り返し、カップル或いは家族としての生活 実態を明らかにしてきたからこそ、このような判決を導き出したのだと思います。 私も控訴人番号5番と共に、使える地域や保障内容がたとえ限定的だったとしても、私たちの関係を外部が承認してくれるパートナーシップ宣誓制度を活用してきました。それでもやはり、この制度は法的拘束力がないものですから、万が一の事態が起きたときやライフプランを考える上では全く有利には働かず、私たちは同性同士の家族であるというだけで沢山の回り道を強いられてきました。

「配偶者です」の一言で色々なことをスムーズに進められてきただろうと、異性同士で結婚している友人・知人と比較しながら悔しい思いや、国が私たちの家族の形を認めてくれない憤りを感じてきました。

これからの人生でも、このまま同性同士の婚姻が認められない社会が続いてい くことで、私たちは何度となく自分たちの力で様々な困難を乗り越えていかなけ ればならないのだろうかと、将来への不安を抱いてしまいます。

私たちは家を借りようとしたときに、「大家さんの中には同性カップルというだけで、部屋を汚すとか夜中うるさくするからという偏見で家を貸してくれない方もいます。だから、審査では同性カップルであることは一切明かさずに、友達同士のルームシェアにしてください。」と、不本意に互いの関係を偽るように説得されました。

2人で分譲マンションを購入したときには、同性同士でペアローンを利用できず、かなり無理をしながら一括で家を購入しました。"住む場所を選ぶ"という、人が生きる上で欠かせない選択を、同性同士というだけで保障も承認もされない社会が、今の社会です。

今回の東京判決では、法的な保障の下、家族になりたいと願う2人が社会的な 承認を得られるということは、個人が尊重される上で欠かせない事柄であるから、 法制度がない現在は違憲状態であるとはっきりと言ってくれました。私たちは紛 れもない家族であり、現在の法制度の完全な不足状態を真っ向から批判してもら えたことは、これまでの約4年間が意味のある重要な歩みであるということを示 してもらえたようで嬉しかったです。 次に、司法としてもっと踏み込んでほしかったと感じた点をお話します。 判決文の中にはこのようなことも書かれています。

「同性間の人的結合関係についてパートナーと家族になるための法制度をいかなる制度とすべきかについては、現行の婚姻制度に同性間の婚姻も含める制度とするのか、婚姻に類する制度とするのか、法的効果を現行の婚姻制度と全く同じものとするのかなどについて、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、また、子の福祉にも配慮した上で、立法府において十分に議論、検討がされるべきであり、その立法裁量にゆだねられているものといわざるを得ない。」

立法裁量に委ねずに、裁判所の判断をもっと明確に伝えてほしかったです。

この東京判決が出されたその日、松野官房長官は記者会見で、「まだ確定前の 判決であり、他の裁判所でも同種の訴訟が係属していることから、その判断も注 視したい」と述べました。昨年3月の札幌地裁判決でも当時の官房長官が同じこ とを述べています。

私たちは毎年歳を取っているのに、今生きている人たちの権利を巡る訴訟なのに、立法府の姿勢は何も変わりません。だからこそ、司法の立場として、同性カップルが異性カップルと同様に結婚を選択できない現状が違憲であると示してほしかったのです。

この判決で何度も書かれていた"国の伝統"や、"夫婦が子を産み育てる為の制度"といった言葉に、現代社会の実情に照らし合わせると、果たして国の伝統とは何なのか?生殖を前提とした結婚とは何なのか?と考えてしまいます。

国が言う伝統的な家族とは、恐らく「異性愛同士の男女で、日本人で、婚姻関係にあって、経済的に安定していて、両親揃って育てられる」なのだろうと思います。

ですが、現代ではこのような家族は非常に限定的であると思います。男女の夫婦であっても様々な事情で子どもがいない家庭もあれば、実の親ではないけれど

子どもを育てている家族もいます。父母どちらか一人の家庭もあります。伝統的 な形以外の家族が今は無数に存在しています。

伝統的ではないという理由で同性同士のカップルや家族をいつまでも制度の外側に追いやるのか、と憤りを感じます。

現在の結婚制度を利用できる対象が、異性同士のカップルにプラスして同性同士のカップルにも拡大されることでどんな不利益や不都合が生じるのでしょうか?

結婚制度が同性間にも広がることで、将来に希望を抱いたり、幸せになる人が ただ増えたりするだけの単純な話のはずなのに、どうしてこんなに時間をかけて 遠回りをしながら結婚する権利を求め続けなければならないのでしょうか。

東京判決では、現在の婚姻制度に類似した制度を作る可能性や、法的効果を同じくするかの検討がなされるべきだとも書かれていましたが、私は、婚姻制度に似た別の制度を作りそれを利用するという方法は全く望んでいません。別の制度に同性カップルを押し込むというのは、同等の社会保障が受けられる内容だったとしても、結局は同性同士のカップルと異性同士のカップルの間に新たな分断や差別を生みかねないからです。

私たちが求めているのは、異性同士が使える今の結婚制度を同性同士のカップ ルも使えるようにしてほしいということです。

昨年3月の札幌地裁での判決では、同性愛者と異性愛者は性的指向が違うということで、結婚によって得られる法的効果を一切受けられないことがあってはならないと言ってくれました。札幌高裁では、さらにそれを推し進めて、是非、安易に立法裁量に委ねず、同性愛者に結婚を認めないことは明確に違憲と判断していただき、国会に対して一日も早い法改正を促してください。

2019年2月14日に提訴したときから訴えていることは変わりません。ただ、私は今のパートナーと結婚したいだけです。私とパートナーが共に生きていく人生の途中で、困った時も楽しい時も他愛もない日常を送る時も、二人で乗り

越えていきたいのです。パートナーとずっと一緒に生きていきたいと思うから、 結婚したいのです。この気持ちに異性愛者か同性愛者かの違いはありません。自 分が大切だと思う相手と結婚したいと思う気持ちに、これ以上どんな理由や根拠、 困難や悲劇を付け加えれば、私たちは結婚することを認められるのでしょうか。

どうか、私たちが近い将来結婚する権利を国から与えられるように、司法の真 撃な判断を札幌高裁でも示してください。

以上